

# 愛媛県報

発行 愛媛 媛 県

第2493号

平成25年8月6日火曜日 第2493号

◇ 目 次 ◇
告 示

肥料登録有効期間の更新			(農産園芸課) 615
保安林の指定施業要件を変更する件に係る掲示			(森林整備課) 615
開発行為に関する工事の完了			(中予地方局建築指導課) 616
道路の区域変更(県道鳥井喜木津線)		(南	ī予地方局八幡浜土木事務所) 616
	雑	報	
公示による通知			( 収用委員会事務局 ) 616

## 告 示

#### ○愛媛県告示第909号

肥料取締法(昭和25年法律第127号)第12条第2項の規定により、 次のとおり肥料登録の有効期間を更新した。

平成25年8月6日

愛媛県知事 中 村 時 広

登録有 効期限	登録 番号	肥料の 種類	肥料の 名称	保証成 分量 (%)	その他 の規格	生産業者の氏 名又は名称及 び住所
平成31 年9月 6日	愛媛県 第1272 号	魚かす粉末	ぼかし 魚粉 1 号	室量 7.0 りん量 6.0 6.0	その事は定のりの制、規と他限項公格お	宇和鉱業株式会社 受媛県西予市野村町野村5号111番地

### ○愛媛県告示第910号

保安林の指定施業要件を変更する件(平成25年4月農林水産省告示第1169号)に係る通知の相手方又はその所在が不分明であるので、森林法(昭和26年法律第249号)第189条の規定により、その通知の内容を松山市役所の掲示場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。

平成25年8月6日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び不分明又は所在が不分明である通知の相手方

保安林の所在場所	不分明又は所在が不分明であ る通知の相手方	備考
松山市米野町乙177の3	松山市南久米町66番地 4宮岡曻	森林所有者
松山市米野町乙178の38、 乙178の39	名古屋市北区尾上町 1 番地 2 永 井 隆 史	"
松山市米野町乙178の40	松山市立花一丁目 2 番40号 小 林 亀 雄	"
松山市米野町乙179の7、 乙179の8、乙179の43	松山市食場町甲89番地 熊 田 義 嘉	"
松山市米野町乙179の16	松山市東川町6番戸永井乙兼	"
松山市米野町乙179の22	松山市南持田町64番地 矢 野 節 子	"

松山市米野町乙179の24、 乙179の42	松山市岩崎町一丁目 4 番28号 永 井 敏 雄	ıı
松山市米野町乙179の33、 乙179の34、乙179の38、 乙180の19	大阪府堺市北条町一丁56番地 4 弓 立 喜久子	II
松山市米野町乙179の39	松山市石手白石91番地の 1 三 好 中 道	11
松山市米野町乙179の39	松山市石手白石91番地の 1 三 好 光 子	11
松山市米野町乙179の44、 乙179の47、乙179の48	松山市室町17番地 中豫木材株式会社	"
松山市米野町乙179の52 から乙179の54まで、乙 179の67、乙179の69	松山市和気町一丁目232番地 大野弘子	II
松山市米野町乙179の55、 乙179の56	松山市小坂町二丁目 6 番27号宮 内 勉	II
松山市米野町乙179の55、 乙179の56	松山市小坂町二丁目 6 番27号 宮 内 ク マ	II
松山市米野町乙179の55、 乙179の56	松山市小坂町二丁目 6 番27号宮内 一美	II
松山市米野町乙180の21	松山市恵原町甲1289番地 仲 田 ミツ子	"
松山市米野町乙180の42	北九州市八幡東区枝光三丁目 1番3-403 小 倉 大 輔	II
松山市米野町乙180の46	松山市東野五丁目 3 番13号 藪 下 伊勢子	"
松山市米野町乙179の50	松山市畑寺二丁目13番16号 四国造林有限会社	II

- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
  - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
  - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所 在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以 上のものとする。
  - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種は、次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を愛媛県庁及び松山 市役所に備え置いて縦覧に供する。)

# ○愛媛県告示第911号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。 平成25年8月6日

愛媛県中予地方局長 松 森 陽太郎

検 査 済 証 の 番 号 及 び 交 付 年 月 日	工 事 を 完 了 し た 開 発 区 域 又 は 工 区 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
25中局建(開)第21号 平成25年7月26日	伊予市下三谷字三反地2963番 3	伊予市下三谷2963番地 1 山 下 尚 亮

· (1) · (-) · (-) · (-)

#### ○愛媛県告示第912号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。 その関係図面は、南予地方局八幡浜土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成25年8月6日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路	の種類	路	線	名	区	間	旧・新別	敷地幅	の員	延長	備考	Ě
県 道	<b>ė</b> +	鳥井喜木津線	西宇和郡伊方町伊方越1860番 1 地先から	IΒ	メートル 10.0~		キロメートル 0.045					
	垣 局升音小序線	同町伊方越1862番地先まで		新	14 .0 ~	25 5	0 .045					

#### 雑 報

## ○公示による通知

住所不明(ただし、戸籍の附票の住所 福岡県福岡市大字青木398 番地) 山 田 英 雄

住所不明 (ただし、戸籍の附票の住所 大阪府大阪市東淀川区西 淡路 4 丁目16番 5 号 ) 河 人 正 治

存否不明 (ただし、登記簿の住所 愛媛県北宇和郡北灘村丁167 番地) 山崎 完 一

土地収用法(昭和26年法律第219号)第46条第2項の規定に基づき上記の者に通知すべき事項を記載した次の書類は、当収用委員会事務局(愛媛県土木部管理局用地課)において保管してあるので、出頭の上、その交付を受けてください。

なお、この書類を受領しないときは、土地収用法施行令(昭和26年政令第342号)第6条の2において準用する同政令第5条第5項の規定により、平成25年8月26日を経過した時にその書類の送達があったものとみなされます。

平成25年8月6日

## 愛媛県収用委員会

会長 市 川 武 志

平成25年7月9日付け25媛収第6-3号審理の開催について (審理開催の通知)

平成25年8月6日 発行 616